



第4章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念
 すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを生き育てることができる「子育て」・「子育て」の未来都市うつのみやを地域社会が一体となって目指します。

(2) 目標指標
 ○希望出生率
 現状 (R5) : 1.49
 ⇒ 目標 (R11) : 1.72以上を目指す

○「①自分の将来に夢や希望を持っている」、
 「②周りの大人は自分を見守り、支えてくれている」、
 「③自分の意見や思いを周りの大人に伝えられている」と思う子どもの割合
 ① 現状 (R6) : 75.3%⇒目標 (R11) : 80%
 ② 現状 (R6) : 74.9%⇒目標 (R11) : 80%
 ③ 現状 (R6) : 69.2%⇒目標 (R11) : 80%

(3) 基本理念が実現された姿（理想像）
 ○子ども・若者の視点
 ・子どもの権利が尊重される社会環境が整っています。
 ・年齢や発達に応じて、ふさわしい環境で養育されています。
 ・自主的・主体的に活動し、心身ともに健やかに育っています。

○子育て家庭の視点
 ・結婚することや家庭・子どもを持つことを望む誰もが将来に夢や希望を描いています。
 ・妊娠や出産における精神的・身体的・経済的負担などが軽減され、安心して子どもを生き育てています。

○地域・企業の視点
 ・地域社会全体で支え合い、すべての子どもや子育て家庭が安心して暮らすことができている。

(4) 基本目標
【基本目標Ⅰ】
 子どもや若者が個人として尊重され、心身ともに健全で夢や希望を持って成長できる社会の実現

【基本目標Ⅱ】
 結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現

【基本目標Ⅲ】
 地域全体で支え合う、子どもが主役の社会の実現

第3章 課題の整理

- (1) 子ども施策全般に係る課題
 ○少子化対策
 結婚、妊娠・出産、子育て、教育、子どもの自立までの切れ目のない支援による少子化対策を推進する必要がある。
 ○子どもの貧困対策
 子ども・若者の意見を幅広く聴きながら、子どもの貧困対策を推進する必要がある。
 ○相談支援体制
 子ども分野における包括的な相談支援体制の充実・強化を図る必要がある。
- (2) 対象者別に見た主な課題

- 【子ども・若者】**
 ○子どもの権利を尊重する環境づくりが必要
 ○子どもの心豊かで健やかな成長への支援の充実が必要
 ○たくましい子どもの育ちと若者の自立に向けた支援の充実が必要
 ○個別配慮が必要な子ども・若者への支援が必要
- 【子育て家庭】**
 ○結婚、妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実が必要
 ○安心して結婚・妊娠・出産できる環境づくりが必要
 ○多様なニーズに対応した保育サービスの充実が必要
 ○ひとり親家庭の生活・就労支援が必要
- 【地域・企業】**
 ○仕事と生活が調和した社会作りが必要
 ○地域全体で子どもや子育て家庭を支える支援の充実が必要
 ○児童虐待の防止に向けた取組が必要

- (6) 子ども・若者へのWEBアンケート調査結果
 ○将来に明るい希望を持っている子どもは75.3%
 ○見守り・支えられていると感じる子どもは74.9%
 ○自分の意見を伝えられている子どもは69.2%
 ○将来の宇都宮の理想像は「安全」で「自然豊か」で「働きやすい」まち
 ○「ボランティア活動」による社会参加を希望
 ○結婚したくない子どもの割合は約15%
 (7) 多様な子ども・若者への直接の意見聴取結果
 ○まちに対する要望は「障害のある子どもが気兼ねなく遊べる公園や屋内の遊び場、プール」
 ○意見聴取は「前向き」に捉えられている
 ○見守り・支えられていると感じている子どもは9割いるが、意見を伝えられているのは6割にとどまる

- (8) イノベーションmiyaユース会議で提言された意見
 ○子どもが安心して登下校できるまち ○小学生が気軽に勉強や自習をしに行けるまち
 ○すべての子どもが自分らしく行けるまち
 いられる支援を受けられるまち ○子どもが天候に左右されずに遊べるまち
 ○兄弟姉妹が同じ保育園に通えるまち ○公園やお店などに、子どもだけで安心して行けるようなまち
 ○学生と社会人の繋がりが広がっていくまち ○地域の人が子育てを支援するまち
 ○子どもたちがいきいきと過ごせるまち ○事故・事件が少なく、だれもが安心して暮らせるまち
 ○誰もが安全安心に暮らせるまち ○子どもが自由にのびのびと学習できるまち
 ○事故なく安心してずっと暮らせるまち ○子どもたちが自由のびのびと学習できるまち
 ○自転車に優しいまち ○子どもたちも子どもの権利について考えるまち
 ○グローバルな最先端技術産業のあるまち ○みんなが結婚して子どもを産んで家庭をもちたいと思えるまち
 ○多様性を認め、差別をしないまち ○子どもが思いっきり遊べるまち

第1章 計画の概要

- 趣旨 すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って心身ともに健全に成長できる環境を整備するとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを生き育てることができる「子育て・子育ての未来都市うつのみや」を地域社会が一体となって実現する。
 ○位置付け 「宇都宮市総合計画」の分野別計画、「宮っこを守り・育てる都市宣言」の理念の具現化、SDGsへの貢献、「こども基本法」等に基づく市町村行動計画
 ○対象 子どもや若者、子育て家庭、地域、企業など子育て・子育てに携わるすべての人と団体（子どもの定義：心身の発達の過程にある者）
 ○期間 令和2年度から令和11年度までの10年間（後期計画：令和7年度～令和11年度の5年間）

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

- (1) 国の動向
 ○「こども基本法」の施行 (R5.4) ⇒子どもの権利擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す（子どもの意見表明権などを基本理念に条文化）
 ○「こども大綱」の策定 (R5.12) ⇒全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現
 ○「子ども未来戦略」の策定 (R5.12) ⇒これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向（「加速化プラン」の内容を明示）
 ○「児童福祉法」の改正 (R6.4) ⇒子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等
 ○「子どもの貧困対策の推進に係る法律」の改正 (R6.6) ⇒貧困の「解消」を明記、「現在」だけでなく「将来」の貧困を防ぐための切れ目のない支援
 ○「子供・若者育成支援推進大綱」の改正 (R3.4) ⇒全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会
 ○「成育基本法」基本方針の改正 (R5.3) ⇒母子保健情報のデジタル化等による、健康管理の充実や事業の質の向上

- (2) 踏まえるべき関連計画
 ○【県】「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」(R5.8)
 ○【県】「第3期とちぎ子ども・子育て支援プラン」(R7.3策定予定)
 ○【市】「第6次総合計画改定基本計画」(R5.2)
 ○【市】「宮っこを守り・育てる都市宣言」(R6.2)
 ○【市】「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」(R5.2) など福祉や教育など他分野の関連計画

- (3) 子育て環境を取り巻く状況
 ○出生数の減少 (H27:4,848人→R4:3,309人(約1,500人(約32%)の減))
 ○晩婚化・晩産化の進行（【平均初婚年齢】男性：31.3歳，女性：29.8歳，【出産年齢】母親：35歳以上が増加傾向）
 ○20代で結婚したい割合と20・30代の有配偶率にギャップ（20代：約62%，30代：約21%）
 ○核家族世帯の増加 (S60:84,358世帯→R2:122,506世帯(約38,000世帯(約45%)の増))
 ○ひとり親世帯の貧困率は低下傾向も2人親世帯と比較して高い状態を維持（44.5%）【国】
 ○保育ニーズは高い状態を維持，在家庭児童は一定数存在
 ○児童虐待相談件数は増加傾向 (H25:349件→R4:613(264件(約76%)の増))
 ○障がい者手帳保持者数（18歳未満）は増加傾向 (H27:1,366人→R4:1,674人(308人(約23%)の増))

- (4) 前期計画の取組状況
 ○【計画全体の目標指標】希望出生率：H30:1.72→R5:1.49%
 ○基本目標の進捗：一部未達成であるが計画全体としては「概ね順調」
 ⇒各基本目標の市民満足度については、軒並み「分からない」の回答が増加
 ⇒引きこもりや不登校、児童虐待など困難を抱える子ども・若者への相談支援の目標達成状況に「やや遅れ」が多い

- (5) 「子どもと子育て家庭等に関する調査」結果
 ○関係性の貧困は20.0ptの増加 (H30:36.4%→R5:56.4%)
 ○希望出生率は0.23ptの減少 (H30:1.72→R5:1.49) 【再掲】
 ○理想の子ども数は2～3人、予定の子ども数は1～3人
 ○理想よりも予定の子ども数が少ない理由は、金銭的負担及び身体的・精神的負担
 ○不妊に悩む夫婦が一定数存在（約20%）
 ○仕事時間と生活時間の優先度は、現実では仕事を優先する割合が多い

第5章 計画の展開

<p>○ 少子化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策に係る基本的な考え方を整理 【4つの視点】①安定した雇用の確保(就労・職場環境整備等) ②都市拠点や住環境の整備 ③結婚活動の支援 ④子育て支援の充実 	<p>○ 子どもの貧困対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期計画に引き続き、子どもの貧困対策(経済的貧困、関係性の貧困)を推進 	<p>○ 相談支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の中における、児童相談所を含めた子ども分野の包括的な支援体制について基本的な考え方を整理
--	--	---

基本目標	基本施策	構成施策	主な基本事業
<p>【基本目標Ⅰ】</p> <p>子どもや若者が個人として尊重され、心身ともに健全で夢や希望を持って成長できる社会の実現</p>	<p>1 子どもの権利を尊重する環境づくり</p> <p>2 子どもの心豊かで健やかな成長の支援</p> <p>3 たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援</p> <p>4 個別配慮が必要な子ども・若者への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利に関する意識醸成 ●子どもが意見を表明する機会の確保 ●乳幼児期の成長や家庭の状況に応じた支援の充実 ●学童期や思春期における将来を見据えた健康づくりの支援 ●子どもの健全育成環境の充実 ●子どもの学びの支援や教育の機会均等などの推進 ●若者の社会的自立に向けた支援の充実 ●将来の自立に向けた適切かつ早期の支援の推進 ●身近な地域における支援の推進 ●成長段階に応じた一貫した切れ目ない支援の推進 ●社会全体の理解促進を図る支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・「宮っこを守り・育てる都市宣言」の推進 ・イノベーションmiyaユース会議事業 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・食育の推進 ・職業体験事業(宮っこトライ) ・宮っ子ステーション事業(放課後子ども教室事業) ・青少年の総合相談事業 ・ここ・ほっと巡回相談事業 ・居宅訪問型発達支援 ・通学・通所における移動支援の推進 ・発達支援ネットワーク推進事業
<p>【基本目標Ⅱ】</p> <p>結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現</p>	<p>5 結婚、妊娠・出産の希望をかなえる支援【新規】</p> <p>6 安心して結婚・妊娠・出産できる環境づくり</p> <p>7 多様なニーズに対応した保育サービス</p> <p>8 ひとり親家庭等の自立に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠に関する正しい知識の普及啓発 ●結婚の希望をかなえる支援の充実 ●妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実 ●妊娠初期から産後までの健康管理や相談支援の推進 ●子育て家庭の多様なニーズに応える子育て支援の充実 ●年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現 ●教育・保育サービスの質の向上につながる取組の推進 ●子どもや子育て家庭の状況に応じた教育・保育サービスの充実 ●生活基盤を安定させる就労支援の充実 ●安心して子育てと仕事の両立ができる支援の充実 ●ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・性と健康に関する思春期の健康教育 ・結婚活動支援事業 ・不妊治療費助成 ・産後ケア等事業 ・多子世帯支援 ・教育・保育施設等による供給体制の確保 ・教育・保育施設等への巡回指導支援の推進 ・休日保育、病児保育 ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・ファミリーサポートセンター利用料、病児保育利用者負担額の補助 ・養育費保障支援事業補助金
<p>【基本目標Ⅲ】</p> <p>地域全体で支え合う、子どもが主役の社会の実現</p>	<p>9 仕事と生活が調和した社会づくり</p> <p>10 地域全体で子どもや子育て家庭を支える支援</p> <p>11 児童虐待の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●企業等における働きやすい職場環境づくりの促進 ●働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画の促進 ●地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える支援の充実 ●身近な相談支援体制の充実及び効果的な情報発信 ●家庭における養育力の向上 ●子どもの安全を守る取組の推進 ●児童虐待の発生予防 ●児童虐待の重篤化の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の取組啓発事業 ・ママパパ学級 ・ファミリーサポートセンター事業 ・子育てプロモーション事業 ・宮っこの居場所づくり事業 ・通学路や園外活動時における交通安全対策 ・こども家庭センター ・要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止等ネットワーク会議) ・児童相談所の設置検討 ・ヤングケアラー対策の充実

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制
行政だけでなく、家庭(子どもの保護者)、事業者、支援団体など、子育て・子育てに関する全ての主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携、協力しながら、一体的に取組を推進します。
- 2 計画の進行管理
本計画の着実な推進を図るため、子ども・若者の意見を聴きながら子ども・子育て会議(外部会議)や子ども政策推進委員会(庁内会議)において、計画の進捗状況の確認や評価などの進行管理を行っていきます。